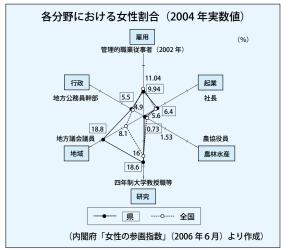
V県民生活

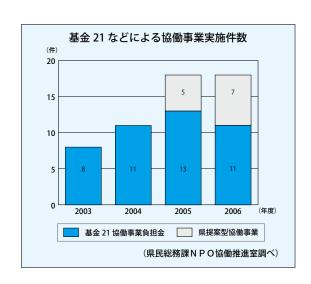
現状と課題

- 県内の外国籍県民は継続的に増加しており、 今後も増加と定住化が見込まれることから、外 国籍県民と共生する社会を構築していく必要が あります。また、国際社会をとりまく環境が大 きく変化していることから、従来にも増して国 際社会で積極的に活躍できる人材を育成してい く必要があります。
- 人権が侵害された疑いのある事件は増加傾向にあることから、人権尊重の理念を定着させるための効果的な啓発や相談・支援体制を充実していく必要があります。また、男女共同参画社会に関する法制度の整備は進みましたが、依然として就業分野などにおいて女性の能力が十分に発揮されていないことや、女性への暴力も大きな課題となっており、様々な分野での男女共同参画に取り組む必要があります。

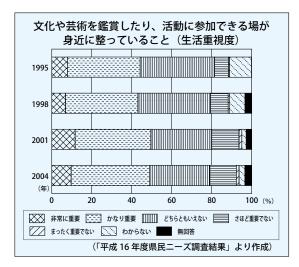


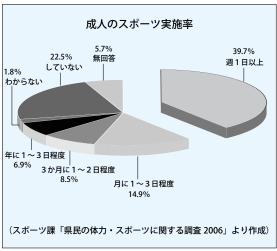


○ 公共を担う主体として、県民がボランタリー活動*に積極的に参加していくとともに、企業の社会貢献活動が活発になることも期待されています。そのため、その支援とともに、多様な主体が協働・連携を進め、柔軟かつ適切に役割を分担して、公共を担っていく必要があります。

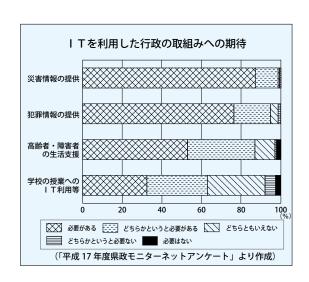


- ボランタリー活動*推進のための、場所、情報、 資金についての支援とともに、地域の課題解決 や活性化に取り組む人材の育成に向けた取組み の充実も必要となっています。
- 身近な場での文化芸術鑑賞・活動を重視する 県民が増えている一方で、県民の文化芸術ニー ズの多様化・高度化に対応する文化施設が不足 していることから、そのための拠点整備や活動 機会の充実に向けた取組みを積極的に進めてい く必要があります。
- 運動やスポーツを行うためのきっかけづくり や継続のためのしくみづくり、また日常生活の 中で気軽に運動やスポーツを行うことのできる 場や機会を増やしていく必要があります。

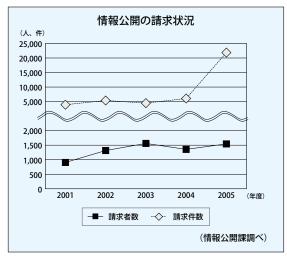


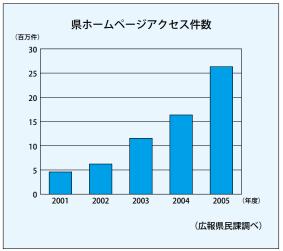


○ 県民生活や産業活動などで情報化が急速に進展している中、IT(情報通信技術)が高度に活用されるユビキタスネット社会*に向けた動きが活発になってきていることから、今後プライバシーの保護、ITを悪用した犯罪対策や情報バリアフリーへの取組みなどITの普及進展に伴う課題に対応するとともに、県民の利便性の向上と行政の効率化のため、行政手続きの電子化の拡大や情報システム再編整備など、くらしの情報化への対応と行政の情報化の推進に取り組む必要があります。



- 情報公開請求件数が増加傾向にあるなど、県政情報への関心が高まっていることから、県政の重要かつ基本的な情報について、積極的に情報提供を行う必要があります。一方、ホームページが広報媒体として重要性を増す中、県のホームページへのアクセス件数も増え続けており、今後一層の充実を図る必要があります。さらに、県民から意見・要望を伺い、課題を共有しながら、県政を進めていく必要があります。
- 個人情報保護制度において、苦情相談などが 増加しているほか、自己情報開示請求なども増 加しています。今後も増加傾向が予測されるた め、より一層、個人情報保護制度の適切な運用 に努める必要があります。







施策の方向性

- 多文化共生社会を築くために、外国籍県民の生活上の困難に対する支援体制の確立や多文化理解の一層の推進を図るとともに、国際社会で活躍できる、国際性豊かな人材の育成を進め、様々な地域との幅広い交流・協力を推進します。また、人権が全ての人に保障される地域社会づくりを進めるとともに、女性のチャレンジへの支援などにより、男女共同参画の推進を図ります。
- 多様な主体が協働・連携して公共を担っていくための基盤となるネットワーク形成の促進や地域人材の育成、ボランタリー活動*参加のための環境づくりなどを行います。
- 文化芸術・スポーツを楽しみ、県民一人ひとりがゆとりのある生き生きとした県民生活を実現するための活動の機会や場の整備を行います。
- 電子自治体による行政サービスの拡充や効率的で質の高い行政サービスの提供を実現するための情報システムの見直しや集約などの再編整備、情報通信技術の進展への対応など、くらしの情報化への対応と行政の情報化を推進します。
- 情報公開制度の着実な運用、ホームページなどによる広報の充実、県民参加機会の拡充などにより、県民との協働による開かれた県政の推進を図るとともに、個人情報保護施策の総合的な取組みを進めます。

施策の体系表

.1.15.	<u>-</u>) T 14.44
中柱	小柱	主要施策
1 ともに生きる地域 社会の実現	(1) 多文化共生の地域社会づくり	501 多文化理解の推進
江云の天坑		502 外国籍県民相談、情報提供の充実・促進
		503 くらしやすい環境づくりの推進
	(2) 世界の地域・人との交流の推進	504 地域からの国際交流・協力の推進
		505 国際社会で活躍できる人材の育成
		506 湘南国際村を拠点とした国際交流の推進
		507 自治体外交の展開
	(3) 非核・平和意識の普及	508 非核・平和意識の普及
	(4) 人権政策の総合的な推進	509 人権教育と人権啓発の推進
		510 人権尊重の視点に立った行政の推進
	(5) 男女共同参画社会の実現	511 政策・方針決定過程への女性の参画などの促進
		512 様々な分野における女性のチャレンジ支援
		513 男女共同参画に向けた就業環境の整備
		514 家庭と仕事などの両立支援
		515 異性に対する暴力の根絶と人権の尊重
	(6) あいさつ一新運動の推進	516 男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発
の一年リングサを担る	(1) ボランタリー活動の推進	517 あいさつ一新運動の推進
多様な担い手への支援	(1) かフンタリー位動の推進	518 多様な主体による公的サービスの推進と協働のしくみづくり
		519 ボランタリー活動の推進と県民サービス提供の拠点
		の充実
- 11-75-	7. N	520 地域人材の育成
	(1) 文化芸術の鑑賞・活動のための 支援	521 県民の文化芸術活動に対する支援
ノを米しむ株売ライザー	 	522 文化芸術の創造と鑑賞機会の充実
		523 文化芸術人材の育成
		524 文化芸術を振興する施設の整備・充実
	(2) 文化資産の継承と発展	525 伝統的な文化芸術の振興
		526 文化財の保存と活用
	(3) 生涯を通じたスポーツ活動の推	527 「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録の推進と活用
	(3) 生涯を通じたスポーツ活動の推 谁	528 スポーツ活動の機会の提供 529 子どもの遊び・スポーツ活動の推進
	(4)	
		531 競技力向上のためのしくみづくり 532 スポーツ活動の多様な場づくり
4 くらしと行政の標	 (1) くらしの情報化への対応と行政	
報化	の情報化の推進	1333 11 収手続きの電子化 1334 入札手続きなどの効率性、利便性の向上
		535 電子自治体を実現するための基盤整備
		536 情報システム再編整備
		537 情報通信技術の進展への対応
5 県民との対話によ	(1) 県民との対話による開かれた県	538 情報公開、情報提供の充実
	政の推進	539 広報活動の充実
		540 県政への県民参加の充実
	(2) 個人情報保護の推進	541 個人情報保護の推進
	(-) III) AUT INVIEWS IN THE	

主要施策

1 ともに生きる地域社会の実現

(1) 多文化共生の地域社会づくり

県民一人ひとりの多文化理解を推進するとともに、外国籍県民に対する相談機能や情報提供機能を 充実・強化します。また、外国籍県民の県政参加を促進するとともに、NGO*・NPO*、市町村な どと協働・連携し、福祉、医療、すまい、教育など外国籍県民に対する生活支援をより一層充実しま す。

501 多文化理解の推進(PJ 23)	地球市民かながわプラザにおいて、外国籍県民や NGO・NPO などとの協働・連携によるイベント「あーすフェスタかながわ」を開催するなど県民一人ひとりが多様な文化や民族の違いを理解し、認め合う多文化理解を推進します。
502 外国籍県民相談、情報提	NGO・NPO、ボランティア、市町村などと協働・連携して、福祉、医療、
供の充実・促進(PJ23)	すまいなどの外国籍県民に対する総合的な相談体制や多言語による情報提供を 充実します。
503 くらしやすい環境づくり	外国籍県民の県政への参加を促進し、外国籍県民とともに生きるしくみづく
の推進	りを進めます。また、 NGO・NPO、ボランティア、市町村などと協働・連携し、医療通訳を派遣するなど、福祉、医療、すまい、 教育などの外国籍県
	民に対する生活支援を充実する (PJ23) ことにより、外国籍県民がくらしや すい環境づくりを推進します。

(2) 世界の地域・人との交流の推進

交流先と神奈川の地域の発展にとって実効性のある、目的を明確にした国際交流を推進します。 また、神奈川の多彩な人材、技術などを活用した国際協力を進め、地域から国際社会に貢献します。

504 地域からの国際交流・協力の推進	友好交流先を中心とした交流を推進するとともに、様々な地域との幅広い交流 を推進します。また、海外技術研修員や留学生の受入れなど、地域からの国際協力を推進します。
505 国際社会で活躍できる人 材の育成	国際交流団体などが実施する事業 (PJ23) を通じて、国際社会で活躍できる、 国際性豊かな人材を育成します。また、外語短期大学に蓄積された教育資源を活 用して、「新しい組織」を設置し、質の高い研修・教育・研究 (PJ20、23) を 行います。
506 湘南国際村を拠点とした 国際交流の推進	地元市町や関係団体と協議調整を図りつつ、適切な計画誘導により、湘南国際村の整備事業を促進するとともに、国際的な人材の育成や国際交流などを推進 (PJ23)します。
507 自治体外交の展開	県民や企業などとも協働し、経済、観光、環境などの分野において、企業誘致、 観光客の誘致、環境、学術会議など、具体的な成果を引き出す外交を展開します。

自治体外交の展開

海外企業の誘致などに向けた取組み

- ◇ 外資系企業の誘致を図るための 投資セミナーの実施や海外駐在員 の現地での誘致活動などによる県 内への投資、立地の促進
- ◇ 欧米・アジアの先端産業集積地域とのビジネス交流による県内企業の競争力・技術力の向上

(→主要施策114、115、116)

多様な交流の推進に向けた取組み

- ◇ 友好県省道*交流会議、友好訪問団の派遣・受入れなどの実施や県民主体による文化、スポーツ交流などの多様な交流の推進
- ◇ 大学や研究機関などと連携した学術・研究交流の促進(→主要施策 504、505、506、507)

■自治体外交の展開■

世界の各地域と県民主体の多様な交流を 進めるとともに、相互の経済発展や観光 振興など地域の発展を促す交流や、福祉 ・衛生、青少年、環境など多様な分野に おいて、実効性ある、目的をより明確に した交流を推進します。

環境協力の推進に向けた取組み

「国際環境自治体協議会(I CLEI)」、神奈川宣言ネットワークを活用した自治体レベルでの国際環境協力の推進(→主要施策 603)

観光客の誘致に向けた取組み

◇ 国のビジット・ジャパン・キャンペーンとの連携や首都圏などにおける広域連携による国外に向けたプロモーション活動の推進と国際観光客の誘致の促進(→主要施策 121)

(3) 非核・平和意識の普及

平和な風土づくりに向けて、非核・平和意識の普及を図るとともに、「神奈川非核兵器県宣言」の趣旨の普及・啓発などの取組みを引き続き進めていきます。

508 非核・平和意識の普及

非核・平和意識を普及するため、「神奈川非核兵器県宣言」の趣旨の普及・啓発、県内非核宣言自治体との連携や、民間団体と連携した国連平和思想の普及・啓発に取り組みます。

(4) 人権政策の総合的な推進

人権尊重の理念についての正しい理解を深める人権教育・啓発を総合的に進めるため、国、市町村や人権NGO*・NPO*などの関係機関との協働・連携による効果的な人権啓発や相談体制の充実を図り、人権尊重の視点に立った行政を進めます。

509 人権教育と人権啓発の推 進

学校教育や社会教育を通じて人権尊重の理念についての正しい理解を深める 人権教育を総合的に進めるとともに、 人権 NGO・NPO などと協働・連携し た多様で効果的な人権啓発を行います。また、同和問題への取組みとしては、偏 見や差別意識をなくすための教育・啓発活動を推進します。

510 人権尊重の視点に立った 行政の推進

職務内容に応じた人権研修などを実施することにより、人権尊重の視点に立った行政を進めます。また、個別の人権問題に迅速かつ適切に対処できるよう、国、市町村の関係機関や人権 NGO・NPO などとの協働・連携により相談支援体制を充実します。

(5) 男女共同参画社会の実現

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮できるよう、様々な分野への女性のチャレンジを支援するとともに、就業の分野における男女共同参画の促進や家庭と仕事などとの両立の支援に取り組みます。また、男女共同参画の推進を阻む大きな課題である配偶者などからの暴力の根絶をめざします。

511 政策·方針決定過程への女 性の参画などの促進

県の審議会などにおける女性委員の登用の推進や県職員・教職員における管理職への女性登用の推進、女性人材の育成などにより、男女共同参画社会を実現する基盤となるようあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画などを促進します。

512 様々な分野における女性のチャレンジ支援(PJ24)

キャリアアップや起業をめざす女性や育児などによる離職後の再就業などをめざす女性、今まで女性が少なかった理工系などの分野への進出をめざす女性を支援し、さらに、女性がライフステージにあわせて、様々な分野で積極的にチャレンジできるよう取り組みます。

513 男女共同参画に向けた就 業環境の整備(PJ24)

男女雇用機会均等法及び男女共同参画推進条例により男女平等な雇用環境の整備を促進するとともに、働く女性がその能力を十分に発揮できるよう、多様な働き方を支援します。また、男女がともに多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた適正な処遇や労働条件が確保されるよう、男女共同参画に向けた就業環境の整備を促進します。

514 家庭と仕事などの両立支 援

労働時間の短縮と育児・介護休業制度の定着、保育サービスの充実、介護負担の軽減につながる福祉サービスの充実により、男女が安心して子どもを産み育てるなど、家族としての責任を果たせるよう、家庭と仕事等の両立を支援します。

515 異性に対する暴力の根絶 と人権の尊重 (PJ24)

異性に対する暴力や人権侵害は、男女共同参画社会を形成するうえで、克服すべき重要な課題であることから、配偶者などに対する暴力の根絶、セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進などにより、異性に対する暴力の根絶と人権の尊重のための取組みを進めます。

516 男女共同参画社会づくり に向けた意識啓発

本人の個性・能力よりも「女だから」「男だから」ということを強調しすぎる 性別役割分担意識にとらわれず、あらゆる分野での男女共同参画が進むように、 男女共同参画に関する意識啓発や、男女平等に向けた教育・学習により家庭や学 校、企業、地域社会等あらゆる場における男女共同参画社会づくりに向けた意識 啓発を推進します。

(6) あいさつ一新運動^{注1}の推進

学校や家庭におけるいじめ、非行の問題への対応や、地域社会の事件・犯罪の防止の観点から、学校や家庭、また地域住民間のコミュニケーションを図り、あいさつを奨励する「あいさつ一新運動」を推進し、明るく安心な地域社会づくりを進めます。

517 あいさつ一新運動の推進

学校ではあいさつ一新運動の一層の促進と定着を図るとともに、地域社会では 防犯パトロール・防犯キャンペーンでの声かけに取り組むほか、様々な機会をと らえて、県民にも呼びかけ、「あいさつ一新運動」を県民運動として展開してい きます。

2 新しい公共を担う多様な担い手への支援

(1) ボランタリー活動*の推進

地域の様々な課題の解決や、公的サービスの提供を進めるためには、行政のみならず、県民、NPO、企業などの多様な主体が協働・連携し、ともに公共を担っていく必要があります。そのための基盤づくりとして、ネットワーク形成の促進や地域人材の育成などに取り組み、ボランタリー活動*を推進します。

518 多様な主体による公的サ	多様な主体による公的サービスを推進するため、NPO、企業などの協働・
ービスの推進と協働のし	連携を進めるとともに、その基盤となるネットワークの形成を促進します。 また、かながわ県民活動サポートセンターによる活動の支援を行います。
くみづくり (PJ25)	さらに、協働型社会の実現に向けた取組みを着実に推進するため、「県民パー
	トナーシップ条例(仮称)」を制定します。
519 ボランタリー活動の推進	県民活動・協働の拠点、地域人材の育成の拠点、来庁型・対面型県民サービ
と県民サービス提供の	スの提供の拠点として、かながわ県民センターの充実を図るため、再整備に向けた取組みを進めます。
拠点の充実 (PJ25)	また、かながわ県民活動サポートセンターの運営や機能強化について、県民、 NPOとの協働により検討を進めます。
520 地域人材の育成(PJ	地域の課題解決や活性化に取り組む人材の育成などを図るため、コミュニティ・カレッジ ^{注2} の開設に向けた取組みを行います。
25)	

- 注1 学校や家庭におけるいじめ、非行の問題への対応や、地域社会の事件・犯罪の防止の観点から、学校や家庭、また地域住民間のコミュニケーションを図り、あいさつを奨励する運動のこと。
 - あいさつの実践をとおして、より明るい地域社会に変えていこう、そして、新しい地域社会をつくっていこうという気持ちを込めて「一新」と表現した。
- 注2 地域における様々な課題の解決や、地域の活性化に向けた活動を行う県民の支援の充実を目的とした人材育成の取組みであり、地域の健全な発展と豊かな県民生活に資する「県民の新たな学びの場」をめざすもの。

3 文化芸術・スポーツを楽しむ環境づくり

(1) 文化芸術の鑑賞・活動のための支援

県民が文化芸術を身近なものとして親しめるよう鑑賞機会の充実や主体的な活動のための環境づくり、文化芸術の創造・発信のための新たな拠点として「県立新ホール」の整備を進めます。また、「文化芸術振興条例(仮称)」を制定し、文化芸術のより一層の振興に努めるとともに、文化芸術を活用した地域活性化などについて、方策の検討を進めます。

521 県民の文化芸術活動に対 する支援 (PJ26)	文化芸術分野で活動する団体への事業支援を行うとともに、神奈川県美術展の 開催などを通して県民の文化芸術活動の発表機会の充実を図ります。さらに、県 民の活動を支援するための情報提供を充実させていきます。
522 文化芸術の創造と鑑賞機 会の充実 (PJ26)	県民ホール、県立音楽堂、近代文学館などの文化施設の運営や優れた文化芸術を創造する団体への助成などにより、県民に文化芸術の鑑賞機会を提供します。また、文学資産の収集・保存・活用を図ります。
523 文化芸術人材の育成	文化芸術の鑑賞機会の提供やワークショップ*の実施などを通して青少年の文化芸術活動の充実 (PJ26) を図るとともに、神奈川文化賞未来賞、神奈川県美術展などの実施により、文化芸術人材の発掘や育成の支援を行います。さらに、神奈川文化賞により文化振興への功績に対する顕彰を行います。
524 文化芸術を振興する施設 の整備・充実 (PJ26)	文化芸術の創造・発信のための新たな拠点として「県立新ホール」を整備するとともに、県民ホール、県立音楽堂の再整備を進めます。また、県民の文化芸術活動の練習、発表、交流のための場の整備・充実を図ります。

(2) 文化資産の継承と発展

伝統芸能に親しむ機会の拡充や後継者の育成支援を行うとともに、県民が文化財に親しむための機会を通じて、文化資産の継承と発展をめざします。

525 伝統的な文化芸術の振興	県民が県内各地の伝統芸能や伝統文化などに親しむ機会を拡充するとともに、 その技能や文化を継承する人材の育成を支援します。
(PJ26)	
526 文化財の保存と活用	後世に継承すべき貴重な史跡や建造物などの文化財を保存するとともに、積極的な活用を図るために市町村や団体への支援を推進します。また、講座の開催やインターネットホームページによる情報提供など普及啓発に努めるとともに、出張授業などにより、学校との連携を進めます。
527 「武家の古都・鎌倉」の	「武家の古都・鎌倉」を、世界文化遺産に登録することによって、貴重な歴
世界遺産登録の推進と活	安的文化遺産を次世代に確実に継承するとともに、神奈川のシンボルとしてア ピールし、県民への広汎な生涯学習の機会などを提供します。
用 (PJ34)	

(3) 生涯を通じたスポーツ活動の推進

すべての県民が、生涯の各時期にわたって、運動やスポーツに親しみ、明るく活気に満ちた生活と 豊かなスポーツライフを実現できるよう、子どもの遊び・スポーツ活動の推進、3033 運動^注の推進 など、市町村や関係団体と連携し、様々なスポーツ活動の普及・啓発に努めます。

528 スポーツ活動の機会の提	県民のくらしの中にスポーツが根づくよう、3033運動の普及・啓発を行うとと
供 (PJ26)	もに、身近な場所や自然の中で誰もが楽しめるスポーツイベントの開催や県総合
H (PJ26)	体育大会の充実など競技スポーツの機会の提供に取り組みます。また、ライフス
	テージに即した健康・体力つくりなど、目的に応じた運動・スポーツ活動を普及・
	啓発することにより、県民のスポーツ活動への参加意欲を高めます。
529 子どもの遊び・スポーツ	子どもの頃から体を動かす楽しさやスポーツの楽しさを十分に味わうことに
· · - · · · · · · · · · · · · · ·	より、子どもたちが生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を培い健康な生
活動の推進	活習慣を身に付け、主体的に運動やスポーツを実践する意欲を育むことができ
	るよう、学校、家庭及び地域が連携し、子どもの遊びやスポーツ活動を推進し
	ます。

(4) スポーツ活動を拡げる環境づくり

県民のスポーツ活動への様々なニーズに対応するため、総合型地域スポーツクラブ*の創設や指導者の育成、運動やスポーツ活動を支援するネットワークの構築などスポーツ活動を支えるしくみづくりや、競技力向上のためのしくみづくり、また、スポーツ活動の多様な場づくりを推進します。

530 スポーツ活動を支えるし くみづくり (PJ26)	県民の多様なスポーツニーズに対応するため、本県のスポーツ振興の中核機関である県立体育センターを広域スポーツセンターと位置づけるとともに、総合型地域スポーツクラブの育成・支援やスポーツ関係団体との連携、協働を推進します。
531 競技力向上のためのしく みづくり (PJ26)	神奈川育ちのトップレベル選手を育成する一貫指導体制の整備や指導者の育成・資質向上に取り組み、本県の競技スポーツの水準の向上に取り組みます。 また、スポーツ医・科学を効果的なトレーニングや障害予防に役立てます。
532 スポーツ活動の多様な場 づくり (PJ26)	県民が身近なところで、いつでも気軽に運動やスポーツができるよう、スポーツ施設の運営方法などの改善、学校体育施設の開放促進など、県民のスポーツ活動の多様な場の創出に向けた取組みを推進します。

注 県民の皆さんが一人でも多くスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を営んでいただくために、1日30分、週 3回、3ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、運動やスポーツをくらしの一部として習慣化すること。

4 くらしと行政の情報化

(1) くらしの情報化への対応と行政の情報化の推進

利便性向上と行政の効率化のため、電子申請・届出や公共施設利用予約のサービスの対象となる手続きや施設を拡大するとともに、入札手続きの電子化を順次進めます。また、地方税の電子申告・納付手続きや自動車保有関係手続きのワンストップサービス*の利用を促進します。さらに、効率的で質の高い行政サービスの提供を図るため、情報システムの再編整備や情報通信技術の進展への対応に取り組みます。

533 行政手続きの電子化	電子申請・届出や公共施設利用予約のサービスの対象となる手続きや施設を拡大するとともに、県民の利用促進に努めます。 (PJ27) また、県民が金融機関や県の窓口に出向き納めていた税や手数料等を、インターネットなどを利用し、いつでも納めることができるようにします。
534 入札手続きなどの効率	インターネットを利用して入札手続きを行う「かながわ電子入札共同システム」の運用を通して、電子入札の拡大、共同運営に参加する市町村との入札参
性、利便性の向上	加資格認定申請の共同受付など、利用者の利便性の向上を図ります。 (PJ27) また、電子納品を順次拡大し、情報通信技術を用いて業務の効率化を図ります。
535 電子自治体を実現するための基盤整備	電子自治体を実現するための情報通信基盤などの運用と充実を図ります。また、誰もが安心してネットワークを利用できるように、情報バリアフリーの推進とネットワークのセキュリティの強化を図ります。
536 情報システム再編整備	全体最適の観点から庁内の業務・システムを見直し、システムの集約化・アウトソーシング化によりコスト削減、品質向上、セキュリティ向上を図る情報システム再編整備を推進します。
537 情報通信技術の進展への	電子的な地図情報や位置情報を利用することで、業務の迅速化、効率化を図るととともに、県民への視覚的に分かりやすい行政情報の提供を実現するため、
対応(PJ27)	統合型GIS*を整備します。
	先端的なITを県政の様々な分野に活用していきます。また、情報通信技術が進展する中で重要性が増しているプライバシーの保護やITを悪用した犯罪対策に取り組みます。

5 県民との対話による開かれた県政の推進

(1) 県民との対話による開かれた県政の推進

県民の県政に対する信頼と理解を深め、参加を促進するために、効果的な広報により県政情報の積極的な提供を行うとともに、意見・提案機会の確保に努め、県民との対話による関かれた県政の推進を図ります。

538 情報公開、情報提供の充 実	県民との協働による開かれた県政の推進をめざして、県民と県が相互に共通の 課題認識、問題意識をもつことができるよう、引き続き「情報公開制度」の適切 な運用、県政情報の提供に努めます。また、公文書館の資料目録などの電子化を 図るとともに、県が作成、取得した電子文書のうち歴史的に重要な文書の保存や 公開をするためのシステムの整備に向けた準備を進めます。
539 広報活動の充実	「県のたより」やテレビ・ラジオなどを使ったより効果的な広報に努めるほか、広報媒体として年々その重要性が増しているホームページの活用をより一層進め、迅速で効果的な広報・情報提供を行っていきます。
540 県政への県民参加の充実	「県民ニーズ調査」や「県政モニター制度 ^{注1} 」、「e-かなネットアンケート ^{注2} 」などにより県民の意識やニーズを把握し、県民相談、「わたしの提案(知事への手紙)」制度や「かながわ県民意見反映手続(パブリックコメント ^{注3})」の実施により県民から意見・要望を伺うとともに、知事が県民の生の声を直接 聴くため、県内各地域でタウンミーティングを開催するなど、県民参加機会を 充実させ、県民と課題を共有しながら、県政を進めていきます。

(2) 個人情報保護の推進

個人情報保護施策の充実を図るとともに、個人情報保護制度の正しい理解を促すため、引き続き職員研修や事業者・県民に対する啓発に努め、個人情報保護に係る総合的な取組みを進めます。

541 個人情報保護の推進	個人情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報を取り扱う県の事務や事業
	者の業務を登録し、適正な運営を図っていくとともに、個人情報保護啓発強調月
	間の実施などにより、個人情報の保護とその有益な利用についての意識啓発に取
	り組み、「個人情報保護制度」を推進していきます。

- 注1 県の様々な施策や事業に対する意見をアンケートなどを通じて聴き、県政運営の資料として役立てることを目的として、県政モニター制度を設けている。モニターは郵送コースとインターネットコース、あわせて 400 人にお願いし、任期は一年間としている。
- 注2 県のホームページ上で実施するアンケートで、e-かなフレンズ(アンケート会員)に登録すれば、いつでも参加できる。
- 注3 行政機関が政策の立案や規則の制定等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く意見等を提出する機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う制度(手続)。

